

「和歌山県教育振興基本計画」 を策定しました。

「和歌山県長期総合計画」

今後10年間を通じてめざす将来の全体像

「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」

めざす教育の姿(目標)

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」

策定の趣旨

和歌山県では、平成20年3月に「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を目標とする「和歌山県長期総合計画」を策定し、今後10年間を通じての施策の基本的方向を明らかにしました。

この「和歌山県教育振興基本計画～「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて～」は、「教育基本法」に基づき政府が策定した「教育振興基本計画」を参考にしながら、「和歌山県長期総合計画」を踏まえ、本県として初めて策定した教育に関する総合的な計画です。

この計画では、長期総合計画に掲げる教育分野の将来像「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を実現するため、めざす教育の姿や目標、施策の基本的方向などをより一層明確に示すとともに、必要な教育施策や取組を体系的に整理しました。

今後、この計画をもとに、本県教育の総合的な推進をめざします。

めざす人間像

長期総合計画に示された教育の姿を、次の3つの人間像に集約し、「めざす人間像」としています。

- ①郷土を愛し、正義を尊び、優しさや誠実さを備え、志をもって、より良い社会の形成に向けて活躍する人間
- ②生涯にわたり自己実現をめざし、社会の形成に主体的に参画する人間
- ③自他の人権を尊重し、知・徳・体の調和のとれた人間

計画の性格

- 長期総合計画の教育部門計画として位置付けています。
- 教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく教育委員会の点検・評価を行う上での基準となります。

計画の内容

- 長期総合計画の第2章第1節「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を中心として、教育委員会が所管するすべての事項を盛り込んでいます。
- 私立学校、高等教育機関や文化芸術等の知事部局が所管する事項も盛り込んでいます。
- スポーツ、文化芸術に関する施策については、関係する他の基本計画等を踏まえています。

計画の期間

平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5年間

教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

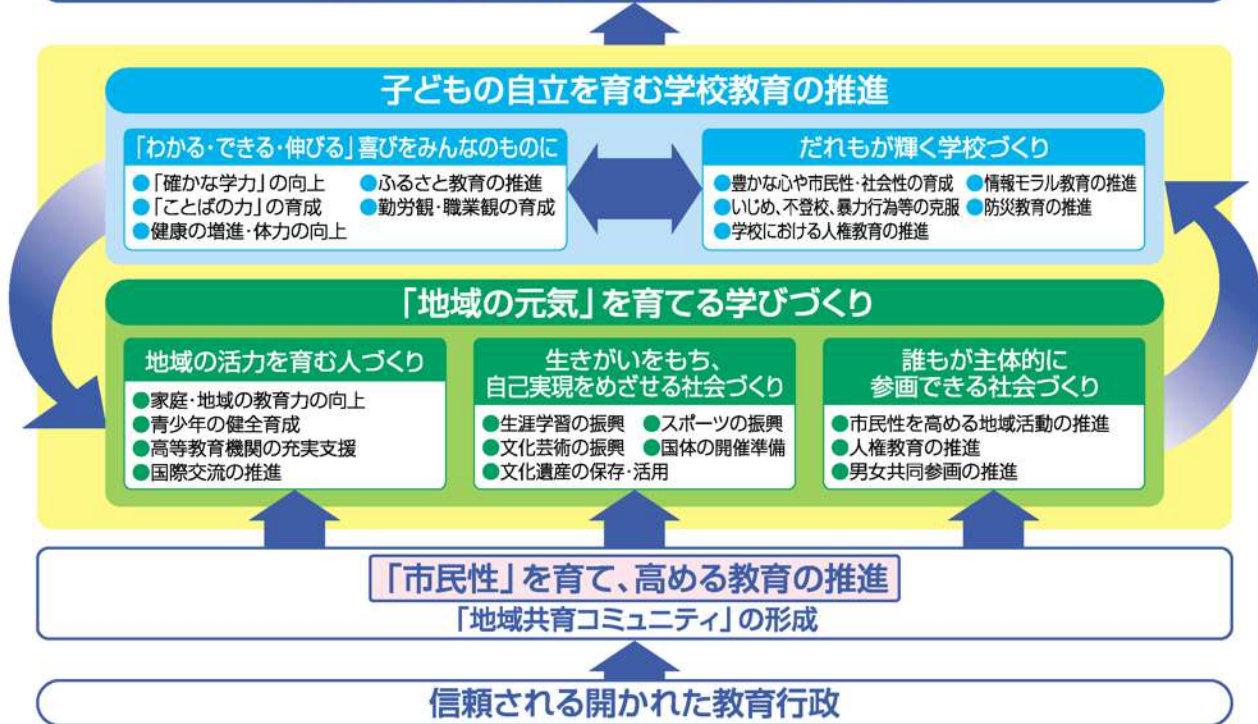


計画を着実に推進するための社会基盤の整備を進めます。

「地域共育コミュニティ」を基盤として、学校(教職員)・家庭・地域・行政機関等が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力・連携・支援しながら、「共育」を進めます。

●特に重点的に取り組む事項

未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山



●地域社会全体で教育に取り組む「共育」の仕組み

子どもも大人も共に育ち、育て合う きのくに共育コミュニティの形成



学校・家庭・地域が子どもを取り巻く問題や教育の課題・願いを共有して解決に取り組む「きのくに共育コミュニティ」の形成を進めています。地域における拠点となるのが「地域共育コミュニティ」です。

5つの「施策の基本的方向」に基づき、19の「施策の柱」と65の「具体的施策」を体系的に整理しました。
 今後5年間（平成21年度～25年度）にこの具体的65施策を着実に実施し、「和歌山の教育を元気に！」します。

●5つの「施策の基本的方向」

●19の「施策の柱」と65の「具体的施策」

基本的方向 1

子どもの自立を育む学校教育の推進

変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立した個人として心豊かにたくましく生きていくための資質・能力が求められています。

和歌山県の次代を担う子どもたちが将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」の定着・向上を図るとともに、社会の形成者としての自覚をもち、自立した社会人として活躍できるよう、市民性や勤労観・職業観を高めるなど必要な資質・能力をしっかりと育成し、「生きる力」を育みます。また、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

さらに、ふるさとを愛し守り育てる意欲や態度を育成するため、本県の豊かな自然・歴史・文化を教育資源としながら、ふるさと学習を充実します。

基本的方向 2

地域の活力を育む人づくり

和歌山県の将来を担う青少年が命を大切に、人権を尊び、家族や友人や地域を愛し、社会の一員として自立していくことは、県民すべての願いです。そのため、青少年が豊かな人間性や自ら学び考える力を身に付けるよう、家庭・学校・職場・地域が連携・協力して取り組みます。

また、地域の発展の鍵となるのは、地域で活躍する一人ひとりの力であることから、高等教育機関を核とした地域に貢献できる個性豊かで創造的な人材の育成や、国際化社会に対応できる人材育成など、地域の活力を育み、あらゆる分野で活躍できる人づくりをめざします。

基本的方向 3

生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

人生を充実したものにしていこうという中で、人生の各段階を通じ、必要な知識・技術の獲得をはじめ、文化・芸術活動や生涯にわたるスポーツへの参加など、自己の能力と可能性をさらに高めていこうと望む人々に、その機会が確保されていることが重要です。

そのために、生涯学習・文化活動・スポーツ活動などへの意欲や気運を高めるとともに、参加の機会の提供とその充実に努めます。また、貴重な文化遺産の保全と活用により郷土への愛着と認識を深める取組を一層進めるとともに、第70回国民体育大会を成功に導くことにより、誇りと生きがいを持ち、自己実現をめざせる社会を実現します。

基本的方向 4

誰もが主体的に参画できる社会づくり

いかに能力をもち自己研鑽に励んでも、それを生かす途が閉ざされては明るい希望をもって人生を送ることはできません。また、人口減少社会において活力を維持していくためにも、県民一人ひとりが主体的かつ自由な選択のもとで積極的に社会に参画できる環境整備が必要です。

したがって、誰もがその能力と意欲に応じて自己実現をめざせるよう、社会参画の機会を充実することにより、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる社会を実現します。

基本的方向 5

人権尊重社会の実現

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。世界人権宣言に謳われているこの理念は、人類普遍の原理です。

この理念のもと、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」（平成14年4月施行）、「和歌山県人権施策基本方針」（平成16年8月策定）及び「和歌山県人権教育基本方針」（平成17年2月策定）等に基づき、あらゆる人権侵害や不当な差別が行われず、すべての人の人権が尊重される社会を実現します。

1 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成(①)

- ① 確かな学力の向上[1]
- ② 「ことばの力」の育成[2]
- ③ 豊かな心の育成[3]
- ④ 体験活動の充実[4]
- ⑤ 人間関係を築く力の育成[5]
- ⑥ 健やかな体づくり[6]
- ⑦ 教員の専門性の向上[7]

2 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進(②)

- ① 市民性を高める教育の推進[8]
- ② キャリア教育・職業教育の推進[9]

3 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実(③)

- ① 学校におけるふるさと教育の推進[10]
- ② ふるさと教育を推進するための環境整備[11]

4 特別支援教育の充実(④)

- ① 障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実[12]
- ② 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の強化[13]
- ③ 社会的自立を見据えた職業教育の充実[14]

5 幼児期における教育の推進(⑤)

- ① 幼児教育を受けられる機会の拡充[15]
- ② 幼児教育全体の質の向上[16]
- ③ 幼稚園等を活用した子育て支援の推進[17]

6 今日的な教育課題への対応(⑥)

- ① 国際化に対応した教育の推進[18]
- ② 高度情報社会に対応した教育の推進[19]
- ③ 少子化や教育ニーズの多様化への対応[20]
- ④ 生徒指導上の課題への対応[21]
- ⑤ 環境教育の推進[22]
- ⑥ 学校における防災力の向上[23]
- ⑦ その他、社会的要請に対応した教育の推進[24]

7 学校の組織運営体制の確立(⑦)

- ① 開かれた学校づくりの推進[25]
- ② 地域に根ざし、地域と連携した学校運営の推進[26]

8 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備(⑧)

- ① 安全・安心な教育環境の実現[27]
- ② 質の高い教育を支える環境の整備[28]
- ③ 教育機会の均等の確保[29]

1 家庭・地域の教育力の向上(⑨)

- ① 家庭の教育力向上[30]
- ② 地域の教育力向上[31]
- ③ 教育に関するネットワークの再構築[32]

2 青少年の健全育成(⑩)

- ① 心豊しく、たくましく生きる青少年の育成[33]
- ② つながりのある家庭づくりの推進[34]
- ③ つながりのある温かい学校づくりの推進[35]
- ④ つながりを深める地域づくりの推進[36]

3 高等教育機関の充実(⑪)

- ① 高等教育機関の充実支援とその活用[37]
- ② 県立医科大学の充実[38]

4 国際交流の推進(⑫)

- ① 青少年の国際教育の推進[39]
- ② 国際交流活動のための環境整備の推進[40]

1 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興(⑬)

- ① 多様な学習情報・学習機会の提供[41]
- ② 社会教育施設の充実[42]
- ③ 学習成果を生かす場の提供[43]
- ④ 学習成果を生かした取組を推進する専門的人材の配置・指導者の育成[44]

2 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用(⑭)

- ① 文化芸術活動の環境整備[45]
- ② 世界をめざした文化力の向上[46]
- ③ 世界への文化情報の発信[47]
- ④ 文化遺産の保存・活用[48]

3 県民の元気を生み出すスポーツの振興(⑮)

- ① 生涯スポーツの環境整備[49]
- ② スポーツの里づくり[50]
- ③ 世界をめざした競技力の向上[51]
- ④ 体育・スポーツ施設の整備充実[52]
- ⑤ 第70回国民体育大会の開催に向けた取組の推進[53]

1 市民性を高める地域活動の充実(⑯)

- ① 生涯学習の成果等を地域活動・地域づくりに生かすシステムの構築[54]
- ② 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進[55]
- ③ 学校支援ボランティア活動の推進[56]

2 男女共同参画の推進(⑰)

- ① 男女共生社会推進センターにおける広報・啓発活動の実施[57]
- ② 男女共同参画学習の推進[58]

1 学校における人権教育の推進(⑱)

- ① 教職員の資質向上[59]
- ② 学校への指導・助言の充実[60]
- ③ 指導資料等の作成・活用普及[61]

2 地域における人権教育の推進(⑲)

- ① 指導者の養成[62]
- ② 指導資料等の作成・活用普及[63]
- ③ 人権問題に関する教育・啓発[64]
- ④ 人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実[65]

実効性のある計画の推進に努めます。

計画の着実な推進に向けて、毎年度ごとにアクションプランを作成するとともに、必要な財政措置や計画の進捗状況等の管理、点検・評価などを行います。行政としての責務を果たしながら、県民と一丸となった教育の推進に努めます。

計画の実効性の確保

1 計画を推進するための基盤整備

国の施策の動向を注視しつつ、学校の組織運営の改善等の基盤整備を行います。

2 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

教育に対する必要な財政上の措置を講じるとともに、施策の選択と集中的実施、コスト縮減、効果的な実施に努めます。

3 施策の効果的・効率的な実施

目標の達成度を注視しながら、各事業に係る不断の見直しを行うとともに、県政の課題に対応する新たな施策を展開し、より効果的かつ効率的に将来像を実現するための進行管理を行います。

計画の推進に向けて

1 県・市町村・県民との協働による計画の推進

学校・家庭・地域・行政機関等が、それぞれの教育に果たす役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を行いつつ、県民が一丸となって教育に取り組んでいくことが重要です。

2 計画の点検・評価

より効率的で効果的な教育の実現をめざすとともに、毎年度、施策の実施状況、効果、課題等について、点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、翌年度以降の施策展開に着実に反映させながら、めざす将来像の実現に向けて努力します。

3 新たな検討が必要となる事項への対応と計画に見直し

毎年度末に行う点検・評価等を通じ、特段の理由がある場合には、計画途中においても、計画の見直しを行い、その一部の改正を行います。

策定までの経緯

- 平成18年12月 改正教育基本法 公布・施行
- 平成19年 2月 文部科学大臣から中央教育審議会に対し審議要請
- 平成20年 4月 中央教育審議会答申「教育振興基本計画について～『教育立国の実現』に向けて～」
- 平成20年 3月 和歌山県長期総合計画 策定
- 平成20年 7月 教育振興基本計画 閣議決定
- 平成20年12月 和歌山県教育振興基本計画策定に係る有識者会議(第1回)で審議
- 平成21年 1月 和歌山県教育振興基本計画策定に係る有識者会議(第2回)で審議
- 平成21年 3月 和歌山県教育振興基本計画策定

和歌山県教育委員会 教育総務局総務課 教育政策班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL073(441)3641・FAX073(436)4517

e-mail: e5001001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県教育委員会ホームページに、「和歌山県教育振興基本計画」の全文を掲載していますので、是非ご覧ください。

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/>